

政策会議(議事録)		出席者	市長、副市長													
日時	令和5年2月1日 9:30~10:00		総合政策部	部長、副部長												
議題	災害援護資金の債権放棄について		総務部	部長、副部長												
		福祉部	部長、副部長、地域福祉課長													
1 課題解決の方向性																
<p>償還期限が令和5年3月末に到来するため、その時点の未償還分を各市町が全額立て替える必要があるとされている。本市が借受人に対して債権放棄を行う額の一部について、県が3分の1の財政負担を行うとされたため、放棄の範囲を決定する必要がある。</p>																
2 具体的な取組み（5w3hを簡潔に記載）																
<p>【兵庫県】</p> <p>(1)令和4年12月22日、県の記者発表により、現在も未償還が残っている債権について、市が債権放棄を行った場合に、債権額のうち県負担分（1／3）について県が債権放棄する方針が示された。</p> <p>(2) 県は、2月議会で債権放棄に係る議案を提出する。</p> <p>(3)令和5年1月19日、災害援護資金貸付金の返済について、債権放棄に係る負担については、他市町にはない財政需要が生じているため、県において、無利子貸付制度として「市町財政調整基金貸付金」を創設すると報道があった。（県では地域福祉課ではなく市町振興課が担当）</p> <p>(4)令和5年1月25日、県の放棄基準日を3月31日とする。県に返還する額については、令和5年3月31日時点の額を4月上旬に報告し、出納整理期間に各市が返還すると連絡があった。</p> <p>【川西市】</p> <p>今後も償還金の徴収が困難であるものについて、令和5年3月24日を債権放棄基準日（以下「基準日」という。）として、基準日において償還義務のある未償還の債権の一部について、元本債権及び基準日までに生じた利息に係る債権を放棄する。債権を放棄することで今後の回収事務コストを削減し、市の債権整理を進めることができる。</p> <p>(1)本市では、上記の動きを踏まえ、3月議会で債権放棄に係る議案と償還に係る補正予算を提出する。</p> <p>(2)資産があるのに返済されない法的措置案件については、継続して返済を求める。</p> <p>(3)基準日以後に徴収を続ける行方不明者等による接触困難者は、債権放棄を行う。</p> <p>(4)少額償還者については、放棄をすることによりこれまで返済された借受人との不公平感が生じるが、いつまで償還を継続するかについては、今回のタイミングが最適であると考えている。</p> <p>【少額償還者の放棄について】</p> <p>令和5年3月に完済できない借受人については、今後の徴収に係る事務コストを考慮した場合、県が3分の1を負担するこの機会に放棄することで、市にとってもメリットがあると考えられるため、放棄をする方向で考えている。</p>																
<p style="text-align: center;">返済額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>放棄した場合</th> <th>放棄しない場合</th> <th>軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債務者A</td> <td>3,130,906円</td> <td>4,696,360円</td> <td>1,565,454円</td> </tr> <tr> <td>(相続人)</td> <td>1/3県が負担</td> <td>市が全額負担</td> <td>メリット</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※月2万の少額で償還した場合、完済まで約20年必要となる。</p>						放棄した場合	放棄しない場合	軽減額	債務者A	3,130,906円	4,696,360円	1,565,454円	(相続人)	1/3県が負担	市が全額負担	メリット
	放棄した場合	放棄しない場合	軽減額													
債務者A	3,130,906円	4,696,360円	1,565,454円													
(相続人)	1/3県が負担	市が全額負担	メリット													

